

平成 22 年 10 月 19 日

各部(室・局・支所)長 殿
教 育 長 殿
消 防 長 殿
会 計 管 理 者 殿

小美玉市長 島田穰一

平成23年度予算編成方針について

わが国の経済は世界的な経済危機を背景に大きく悪化した後、昨年春頃を底に持ち直し、今年に入ると企業収益は改善し、家計所得にも底堅さが見られるようになった。しかしながら、新卒者・若年者の厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱であり、また、景気の先行きには円高や海外経済の減速といった下振れの懸念があることから、民間需要を中心とした自律的な景気回復には至っていない状況である。

このような状況下において国は、元気な日本を復活させるために予算の構造改革が不可避であると、これまで配分割合が固定化している予算配分を省庁の枠を超えて大胆に組み替えることとしている。

今後、地方財政への影響が懸念される一括交付金や子ども手当といった政策に変化があることも予想されるため、国の動向を注視していく必要がある。

小美玉市は平成18年に誕生し、平成23年度には誕生6周年を迎える。誕生以降、本市は歳出削減の積極的な取り組みや安定した市税収入を確保することにより、比較的健全な財政運営を維持してきた。

しかしながら、平成23年度の財政見通しは、歳入面では、地方交付税と臨時財政対策債について、22年度当初予算に対し、一定程度の増収が期待できるが、景気の低迷を主な要因として、平成22年度の市税収入は平成21年度に比べ大幅な減収が見込まれている。平成22年度から平成26年度における中期的な見通しにおいても、本市歳入の根幹をなす市税収入は引き続き低調に推移することが予測されるため、一般財源総額の増額は依然として見込めない。

一方、歳出面では、公債費や介護・措置・医療関係費などの義務的経費の大幅な増加が避けられない状況にある。今後は、より一層無駄をなくし、コストの縮減に取り組むとともに、常に費用対効果を考えた行財政運営が必要である。

また、市民の安全・安心な生活を確保するため、国や県と連携した雇用創出、従来からの重点課題である子育て、環境、教育への継続的な取り組み及び小美玉市総合計画の将来像「人が輝く水と緑の交流都市」を創造するため、新しいまちづくりの基本理念「地域の特性を活かした個性あふれ魅力ある地域の形成」を実践するため着実に前進していかなければならない。さらに、開かれた行財政運営に努めることで、市民の理解と合意を得ながら、それを新たな推進力として改革を加速し、早期に健全な行財政基盤の確立を図っていかなければならない。

もとより、改革には少なからず痛みが伴うが、ここを乗り越えれば、必ずや明るい未来が拓けるものと確信し、お互いが痛みを分かちあいながら成すべき改革をやり遂げ、その成果を市民に還元したいと考える。

また同時に、財政が如何に厳しくとも、行政の基幹を成す安全安心のまちづくりについては、揺ぎない施策を展開することで、市民の定住と交流基盤の強化につなげ、市の一体化や都市としての潜在能力を高めていかなければならない。

こうした観点に立ち、平成23年度予算編成については、引き続き健全財政と安全安心のまちづくりをキーワードにメリハリのある予算配分を行うこととする。

このため、その他の事務事業については、厳しい財源配分を強いることになるが、そこは市民との協働やスクラップアンドビルドなどの考え方を取り入れながら、全職員が知恵と工夫を最大限発揮し、積極果敢に事務改善や市民サービスの維持・向上に努めることで、小美玉市職員の真価を市民はもとより内外に発信することを強く求める。

また、公正で開かれた市政を実現するため、行政情報の積極的な透明化を図っていくことも必要である。そこで、予算編成状況をホームページ上で公表していくことも検討する。さらに、すべての事務事業について見直しを行うとともに、市の総力を挙げて少ない予算で大きな効果を上げる生産性の高い都市経営を推進していくこととする。以上、平成23年度予算編成方針として、職員一人ひとりの意識改革と改革行動を基盤とした予算づくりを求めるので、実践されたい。

第1 国の経済状況

国は、政権交代後初めての本格的な予算となる平成23年度予算を、「新成長戦略」を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算であると位置づけ、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であるとして、政府一丸となってこれを実現するため、「概算要求の組替え基準」を7月27日に閣議決定した。

この組替え基準では、予算の重点配分の仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設定する一方、ムダづかい根絶や総予算の組替えに政府を挙げて徹底的に取り組み、6月18日に閣議決定した「財政運営戦略」に基づく「歳出の大枠」(約71兆円)を堅持し、国債発行額についても平成22年度の当初予算の発行額(約44兆円)を上回らないよう全力をあげるとしている。

具体的な要求基準では、年金・医療等に係る経費は、自然増(1兆2,500億円)の範囲内で、できる限り合理化・効率化に努めることとしているほか、地方交付税や「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」、「高速道路の無料化」等を除いた経費については、対前年予算の10%削減を行うこととしている。

地方財政については、「財政運営戦略」の財政運営の基本ルールを踏まえた中期財政フレームにおいて、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、平成22年度の水準を下回らないよう確保するとしている。

しかしながら、国の概算要求の状況は、「歳出の大枠」を大幅に超過するとともに、国債費の増加や財源確保の課題もあり、今後の予算編成も不透明な要素が多く、地方交付税をはじめ、ひも付き補助金の一括交付金化や子ども手当などについて、国の動向を注視しつつ、できる限りの情報収集を行っていく必要がある。

第2 本市の財政状況

本市では、市政運営の基本方針となる「小美玉市総合計画」が策定され、昨年に引き続きこの基本構想の下、新しいまちづくり「人が輝く水と緑の交流都市」の実現に向けて具体的な施策・事業を重点的・戦略的に推進していくことになる。

このような中、下記の試算のとおり市税収入や地方交付税など一般財源の大幅な伸びに期待が持たない一方で、人口の減少・少子化・高齢社会の到来等、時代の潮流に対応した施策・事業の展開や、学校施設の耐震化に向けての取り組みが本格化するといった要因から、今後数年間で一般財源不足額が大幅に膨らむことが予測されるなど大変厳しい状況となっている。

市町村合併を選択した本市にとって将来にわたり持続可能な健全財政を実現するためには、合併後膨らんだ歳出を歳入の実態に見合った規模となるように早急に是正していくことが最重要課題である。

参考1：市税の推移（見込）

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個人市民税	2,124,300	2,103,700	2,236,900	2,219,000	2,199,800
法人市民税	407,000	395,000	383,000	399,000	387,000
固定資産税	3,054,800	3,085,300	2,992,700	3,022,600	3,052,800
軽自動車税	102,000	114,300	117,100	119,000	120,900
市町村たばこ税	321,900	318,600	315,300	312,100	308,300
合 計	6,010,000	6,016,900	6,045,000	6,071,700	6,068,800

※現年度課税分＋滞納繰越分

※平成23年度からは扶養控除等の廃止を試算し、見込額に加えてあるが、それに伴う交付税の減も見込まれる。

参考2：普通交付税の推移（見込）

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
普通交付税	4,256,704	4,200,000	4,000,000	3,800,000	3,700,000
特別交付税	400,000	400,000	400,000	400,000	300,000
臨時財政対策債	1,434,300	1,200,000	1,000,000	800,000	700,000
合 計	6,091,004	5,800,000	5,400,000	5,000,000	4,700,000

※平成28年度から5年間は激変緩和措置として0.9、0.7、0.5、0.3、0.1と一本算定との差額分が減額される。したがって、平成33年度で一本算定となるため、平成27年度と比較すると約10億円の減額となり平成33年度は26億円を下回る見込である。

第3 平成23年度予算編成の基本方針

1 基本方針

平成23年度の予算編成にあたっては、依然として厳しい行財政環境の下、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置きつつ、今後の地方財政対策をはじめ、国・県の行政改革や予算編成等の動向等を見極めながら、「行政改革大綱」に基づき、行財政全般にわたる改革を行うほか、市債残高の抑制にも留意するなど、決算を見据えた予算編成を行う必要があるため、原則として平成23年度中に見込まれるすべての経費を盛り込んだ通年予算として要求することとする。

なお、段階的にはあるが、予算編成過程においては限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、さらには事業の選択と事業の優先順位付けをどのように行ったかなど、意思決定の過程を積極的に市ホームページで公表していく事を検討する。

予算編成における庁内分権化の推進

事業の優先度や費用対効果を見極め、限りある財源を重点的・効率的に配分するため、平成23年度予算編成においても引き続き「枠配分方式予算編成」を採用し、個々の施策と市民ニーズを熟知した事業担当部局が適切な事業選択を行うものとする。

所管部局別枠配分予算の算定

経常的経費等に係る各部への財源配分にあたっては、「入るを量りて出ざるを制す」という財政規律に沿って、一般財源等見込額を算出した上で、一定の削減目標を織り込み財源配分を行うこととしたので、各部においても施策・事業の選択と集中を英断をもって進めること。

各部長のリーダーシップの下、対前年度予算にとらわれることなく、部ごとの重点予算枠を設定するなど、ゼロベースからの事業の検証・見直しを行い、各部局内で十分な調整を図ることにより、増減あり、皆減ありのメリハリのある予算要求とすること。

但し、平成23年度当初予算枠は国の動向により変動する可能性もある事を念頭に入れて予算編成をすること。

2 予算要求に当たっての留意事項

歳入について

平成23年度は、歳入の中心となる市税のうち、長引く景気悪化のため法人税が前年度に比べて大幅な減収になる見込みである。よって、例年にも増して、市有財産の有効活用など新たな財源確保に努めるとともに、市税等のさらなる収納率の向上に向け、取組を強化すること。

新たな税源の発掘、未利用市有財産の売却、手数料・使用料の見直し、活用可能な国庫補助金等外部資金など、あらゆる角度から新たな財源確保策等を検討のうえ要求すること。

歳出について

事務事業の選択における優先順位の考えかた

普通交付税の基準財政需要額の単位費用として組み込まれている事業を優先し、普通交付税の基準財政需要額に算定されていない本市単独事業等については、ゼロベースからの事業の検証・見直しを必ず行うこと。

既存の予算、組織を所与のものとして、事務事業及び組織のあり方について抜本的に見直すこととし、限られた財源・人員で的確に政策課題の成果を上げていくためにも、業務の簡素化、無駄の排除、手順の見直し等に徹底的に取組むこと。

補助金等の見直し

「補助金等審議会答申書」を遵守し、公益性の判断、補助目的の明確化と効果の検証を十分にを行った上で予算要求すること。

特に、既存の補助金で一定の年数（おおむね10年以上）を経過したものについては、廃止・休止の検討を行うこと。

また、国県との協調補助金で、国県の支出金の減額・廃止等があった事業（過去に減額・廃止のあった事業も含む。）については、事業の見直しを図る機会ととらえ、その必要性等を十分に精査の上、減額・廃止等の措置を講じること。

普通建設事業費について

すべての普通建設事業費は実施計画を基に予算計上とする。（市長による評価・決定については後日、企画調整課より各課へ通知する）

公債費の抑制・後年度への負担転嫁の回避

これまで市債については、世代間の負担公平の観点から、普通建設事業にあつてはその耐用年数に応じて、地方交付税措置率の高い事業債を中心にその活用を図ってきた。しかし、市債の償還には真に将来世代の税金が充てられることとなる。そこで、一般会計・特別会計・企業会計の別なく、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、事業費総額の圧縮による発行抑制に努めること。

地方債残高の縮減と公債費負担の適正化を図るため、当該年度償還額以上の新発債（建設債）の発行を抑制し、プライマリーバランスの黒字化を図る。

また、後年度における交付税措置のない起債の発行については行わないこととする。

借地料の適正化

本市の基準額に達していない借地料については、引き続き徹底した減額交渉に努めること。

新規事業について

新規事業については、実施計画（三ヵ年事業計画）で事前に企画調整課において評価・決定していないものについては、要求できないので注意すること。

また、後年度への財政負担や費用対効果など、あらゆる視点から事業内容・事業費の精査を行った上で、要求すること。

なお、新規事業の予算要求に当たっては、不要不急の事務事業の見直し及びスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うなど、既存施策の廃止・縮減等を前提とするものとし、それにより捻出した一般財源を当該新規事業に充てるよう努めること。

国・県・市町村・民間の役割分担を明確化し、真に市でなければ処理できない事業に限定した要求とすること。

年間予算の作成・見積手法の見直し

予算は年間を通じて見積もりを行うものとする。なお、年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急止むを得ないものに限るものであり、年間の財政需要のすべてについて検討を行った上で要求すること。例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

事務用備品について

管財検査課による事務用備品の一括集中管理を行う。各部局は補助事業対象以外の事務用備品は予算計上できないので留意すること。但し、特殊性のある備品等については例外とする。（平成23年度予算要求基準表参照）

国の動向の的確な把握と対応

今後の国の動向について、大きな変化が予想されるところであるが、当面は現行制度での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

歳入に関する事項

従来歳入予算は、歳出予算に比べ、ともすれば軽視されがちにあるが、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、社会情勢の変動、国・県の施策・制度改正の動向等に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に積極的に取り組むとともに、過大・過小の見積もりにならないようにするほか、市債発行総額の抑制に特に留意すること。

特に、新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うこととともに、各種他団体の助成制度についても幅広い視点から検討し、積極的に活用すること。

さらに、収入源の完全捕捉、適正な受益者負担の確保等に努めること。

(1) 市税

市税収入は、財政運営の根幹を成すものであり、その見積もりにあたっては、今後の経済情勢の動向や地方税制度の改正等を慎重に見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、的確な額を見積もること。

(2) 国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性、効果、内容等の精査・検討を行い、市債発行額や一般財源所要額を考慮の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に注意を払い、補助対象事業化の工夫を図るほか、補助対象、補助・負担率、補助単価等について関係機関との連絡を密にするなど正確に把握し、過大見積もりや超過負担を招くことがないように積算等に留意して、確実な額を見積もること。

また、国において廃止・縮減が検討されている中、他の補助制度の適用を検討するなど、当然に補助金・負担金対象事業になるものを市単独事業として施行する事がないよう十分留意し、積極的に補助金等の確保を図ること。

(3) 使用料及び手数料・負担金及び分担金・雑入

受益者負担の原則、住民負担の公平性の確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市町村の現況や類似施設の動向などを常に把握するとともに、受益者負担の措置が採られていないものは必ず見直しを行い、的確な額を見積もること。

また、各種施設の運営にあたっては、市民サービスの確保と利用率の向上に努めること。

(4) 財産収入等

財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し増収を図ること。

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地等については、処分を含め、有効活用をさらに検討すること。

(5) 市債

市債は、その元利償還金である公債費の増加に伴う財政負担が、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、一般財源の減少を安易に市債に転嫁するような事業計画は厳に慎み、通常事業分に係る発行総額を公債費の元金償還額の範囲内とすること。

従って、市債活用にあたっては、事業の緊急性・必要性・投資効果・施設水準の適正化等を検討し、適債事業を厳選して見積もるとともに、地方交付税措置のある有利な市債の活用を心掛けること。

なお、事業の適債性、充当率等について財政課と事前に協議すること。

(6) その他の収入

額の多少にかかわらず、貴重な財源という認識に立ち、零細または捕捉が困難なものについても極力把握し、収入の拡大と積極的な確保に努めること。

特に、特定財源については、歳出との関連性を十分に考慮し、漏らさず計上すること。

歳出に関する事項

歳出予算見積もりにあたっては、現下の多額の財源不足に対し、従来の経費節減を行うのみではもはや対応できない状況にあり、たとえ義務的経費といえども削減するなど、聖域を設けることなく、あらゆる手段を講じる必要があることを十分認識し、事務事業全般にわたり廃止・縮小・見直しを抜本的に検討するものとする。その上で、ゼロベースを基調に事業の優先順位の厳しい選択を行い、集中させることにより、必要最小限の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう創意工夫し、経費の思い切った縮減に努めるとともに、限られた財源の重点的・効果的な配分を行うものとする。

従って、国・県の補助事業といえども安易に実施することなく、十分検討し選択するとともに、三ヵ年事業計画に掲げた事業についても、市債の発行抑制と一般財源所要額を考慮する中で、その実効性を確保するよう、計画・内容・経費・緊急性及び効果等について、さらに十分検討し精査すること。

※これまで以上に厳しい内部努力により、「強い財政基盤」を確立するとともに、自己決定・自己責任のもと、地域の実情を踏まえた施策を展開していかなければならない。

(1) 人件費

- A 人件費については、現行の事務量・人員配置を精査する中で、定員管理や給与の適正化に努めるとともに、新たな行政需要等に対しては、効率的な事務の執行や部内相互応援の活用などにより抑制すること。
- B 既存事務事業の内容を更に精査し、行政責任を確保する中、外部委託化、嘱託化の推進、ボランティアの活用や市民参画の促進等を図ること。
- C 労働時間の短縮や職員の健康保持の観点から、休日・時間外勤務の実質的な縮減に取り組むこと。
- D 給与構造の再検証による職員給の削減及び非常勤特別職の人員・報酬の見直しを図ること。

(2) 物件費・維持補修費・その他の一般経費

下記の物件費等の一般管理経費については、漫然と過去の実績によることなく、事務事業のあり方の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減を図るなど経費の節減・合理化に努めること。

A 賃金

計画的な事務事業の執行と課内や部内の応援体制等により、効率的な臨時職員の雇用計画を立て最小限の計上にとどめ、臨時の業務等であっても真にやむを得ないものに限定すること。（小美玉市臨時職員の給与取扱要綱による。）

B 旅費

出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して計上すること。

特に、形式的・定期的に県外で行われる各種大会・総会等への参加旅費及び文書や電話による照会、隔年出張等で目的が達成できるような先進地視察並びに各種審議会・協議会等の先進地視察旅費の計上は、認めない方針であること。

C 需用費・備品購入費等

創意工夫により従来以上に節減を図ること。

① 消耗品費

在庫管理を徹底し、極力節減を図ること。

耐久性のある事務用品は、現に使用不要となり事務処理に支障を来たしているものの更新以外は計上しないこと。

② 燃料費

原油価格が高騰している状況を踏まえ、予算要求基準表を参考にして、適正価格にて見積もること。

③ 食糧費

会議開催の合理的な時間帯、場所、人数、回数、金額を設定するなど、行政執行上必要かつ最小限の範囲内でとどめること。

特に昼食・夕食を設定しての会議等は厳に慎むこと。

また、各種審議会、協議会、委員会等の懇親会経費及び一般的な来客接待に係る食糧費は認めない方針であること。

④ 印刷製本費

可能な限り庁内印刷、庁内LAN等を活用することとし、刊行物の見直し・整理統合や暦年刊行、変更個所みの印刷、広報紙や市ホームページの活用により経費削減に努めること。

⑤ 光熱水費

使用量の再点検を行うとともに、なお一層の節電・節水等に努め、節減を図ること。

⑥ 施設維持補修費

施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、施設の効用を維持し発揮するために、緊急性、必要性等が高いものから実施するなど計画的な対応を図ること。

⑦ 備品購入費

自動車の新規購入やロッカー等の庁用備品の購入は原則として認めない方針であること。

D 委託料

安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容を一件一件再検証し、業務に支障を来たさない範囲で必要最小限の委託内容とするほか、従来とは異なる業者からの見積もりによる競争原理の強化など経費の一層の節減に努めること。

また、調査・設計委託については、基本的な方針を構築した上で計上し、職員の能力育成を図る観点からも、専門的な内容を除き、極力内部対応すること。

外部団体等への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、主管課において十分に精査の上、見積もること。

(3) 扶助費

扶助又は措置の実態を十分に把握し、国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、過去の推移、不用額の状況等を十分に精査の上、対象人員・単価等の的確な把握に努め厳格に見積もること。

また、単独事業については、基準・対象・金額・事業目的及び効果等について十分に精査すること。

(4) 補助費等

A 各種負担金・交付金については、行政責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮する中で見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積もること。

また、負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を見直し、形式的なものについては脱会を含め検討すること。

B 市単位の負担金、補助金及び交付金の新規及び増額計上は、原則として認めない方針であること。

また、補助金に関しては補助金等審議会の答申を踏まえて財政課において査定します。

(5) 投資的経費

厳しい財政状況を考慮し、特に事業の緊急性、必要性、投資効果及び後年度の財政負担等を十分に検討し、事業費の多寡でなく、より多くの行政効果や市民の満足度を高めることを基準とするなど、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、財源の範囲内で集中的に実施すること。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については、十分に検討すること。

A 補助事業については、国・県の施策及び財源措置等の動向に十分な注意を払い、真に必要と考えられる事業を選択するとともに、より有利な補助制度の検討など財源確保に創意工夫を凝らすこと。

また、超過負担が生じないように十分に注意するとともに、過大な投資とならないよう留意すること。

B 市単独事業については、緊急性・必要性・効果及び施設水準の適正化等を十分に検討し、事業の重点化を図り、その厳選に努めるとともにコストの縮減を図ること。

C 施設の整備に当たっては、上記のほか、施設完成後の後年度の財政負担を十分に検討し、適正な規模・内容とし効果的な運営及び維持管理費の低減化等に十分留意すること。

D 工事等の設計についても、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、内容及び工法等を十分に検討するとともに、所要経費を精査し的確に見積もること。

E 用地の購入については、地価の情勢を認識し、利用目的、利用時期、国の補助認可見込み、取得の見込など、確実な見通しを立てて計上すること。

また、土地開発基金及び土地開発公社による先行取得は、安易な見込計上とならないようにし、将来の財政に及ぼす影響等を考慮の上、的確な事業計画に基づいて行うとともに、未利用地を含めた事業計画とすることや未利用地を交換物件とすることなど、その有効活用を検討すること。

その他に関する事項

(1) 予算要求書等の提出について

A 提出期限 平成 22 年 11 月 15 日 (月)

B 提出部数 1 部 (原本 1 部)

C 提出する様式

- | | |
|---|--|
| ① 平成23年度予算要求一覧(枠対象分・対象外分) ※データもメールにて提出：財政課宛 | } 財務会計システムで打出した様式を使用すること。
独自のパソコンによる見積書は不可。 |
| ② 平成23年度歳入予算見積書(当初予算) | |
| ③ 平成23年度歳出予算見積書(当初予算) | |
- ④ 11節需用費の調べ
⑤ 18節備品購入見積書
⑥ 19節負担金・補助及び交付金の調べ
⑦ その他参考資料(見積書の写し・概要説明書の写し等・スキャンデータはOK)

D 提出に際しての注意事項

- ① 予算要求書の提出にあたっては、提出前に必ず検算を行い、計数等に誤りがないようにすること。
- ② 歳出予算見積書のうち「事業の概要」は、職員給与費等の経常的な事業を除き、事業内容・事業効果・開始及び終了年度等を詳細に記載する事。
- ③ 歳出予算見積書のうち国県補助金・負担金・委託金の対象経費になるものは、それぞれの要求項目の説明欄(右側)に、
国(県)補
国(県)負
国(県)委
と付し、充当率(1/3), (25%)などと記入すること。
- ④ 根拠法令がある場合、事業説明欄に必ず明記すること。

(2) 予算要求書等の公表について

予算編成過程において、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、さらには事業の選択と事業の優先順位付けをどのように行ったかなど、意思決定の過程を積極的に市ホームページで公表していく事を検討し、平成24年度からは予算書をデータで配信する予定。

【公表予定項目】

- ・ 各課要求段階の歳入・歳出予算見積書(一部)
- ・ 公室長査定(増減理由・特筆すべき査定事項のみ)
- ・ 市長・副市長査定(増減理由・特筆すべき査定事項のみ)